

外観設計特許デザインの相違点主張は特許図面に基づき判断すべき
～最高人民法院による類比判断～
中国特許判例紹介(86)

2019年1月10日

執筆者 所長弁理士 河野 英仁

YKK株式会社

再審申請人（一審原告、二審上訴人）

国家知識産権局特許復審委員会

再審被申請人（一審被告、二審被上訴人）

1. 概要

外観設計（日本の意匠に相当）の登録要件は専利法第23条に以下の通り規定されている。

特許権を付与される外観設計は、申請日以前に国内外出版物上で公開發表され、または、国内で公開使用された外観設計と同一・類似ではなく、かつ、他人が先に取得した合法権利と抵触してはならない。

登録設計と対比設計との類否は相違点を認定した上で、当該相違点が対象特許の全体効果に対してもたらず影響を考慮して行われる。本事件では原告が主張する相違点は訴訟中に提出した製品模型では表されているが図面には表されておらず、また、その他の相違点も慣常設計に過ぎないとして無効を支持する判決¹がなされた。

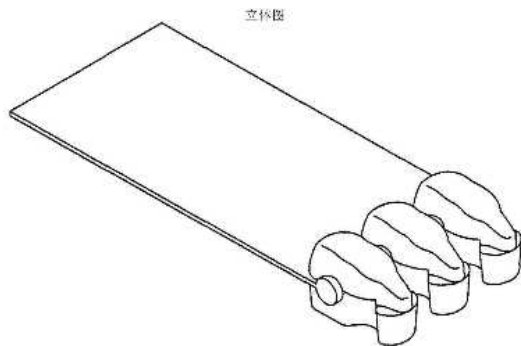
2. 背景

(1)特許の内容

YKK株式会社（原告）は、ジッパーチェーンと称する外観設計特許第CN301206773号(以下、773特許という)を所有している。773特許は、2009年6月19日に国家知識産権局に出願され、2010年5月19日に登録された。

登録外観設計の立体図は以下のとおりである。

¹ 2017年12月29日最高人民法院判決（2016）最高法行申3687号



(2) 訴訟の経緯

理想(広東)ジッパー実業有限公司ら(第三者参加人)は773特許に対する無効宣告請求を特許復審委員会に請求した。第三者参加人は、773特許は現有設計200530086728.2(以下、対比設計という)により、専利法第23条の規定に反すると主張した。復審委員会は773特許は専利法第23条の規定に反するとして、無効との決定²をなした。

原告は当該決定を不服として北京知識産権法院へ控訴したが、復審委員会の決定を維持する判決³がなされた。原告は一審判決を不服として北京市高級人民法院へ控訴したが一審判決を維持する判決⁴がなされた。原告は二審法院の判決を不服として最高人民法院へ再審請求を行った。

3. 最高人民法院での争点

争点：3D 模型証拠を考慮できるか否か

4. 最高人民法院の判断

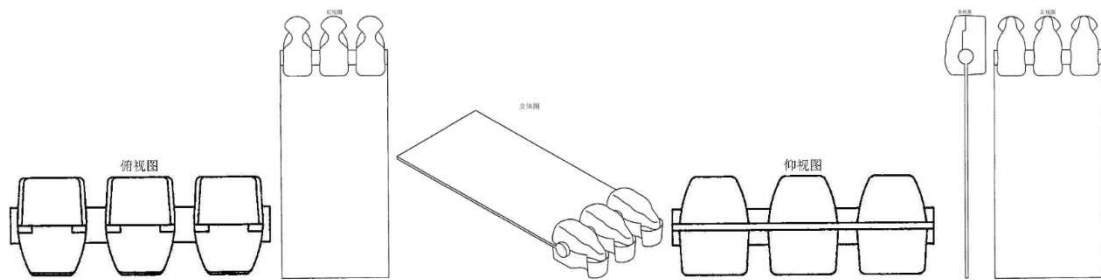
判断：外觀設計の特徴は、特許文書図面を基準とすべき

773特許の外觀設計は以下のとおりである。

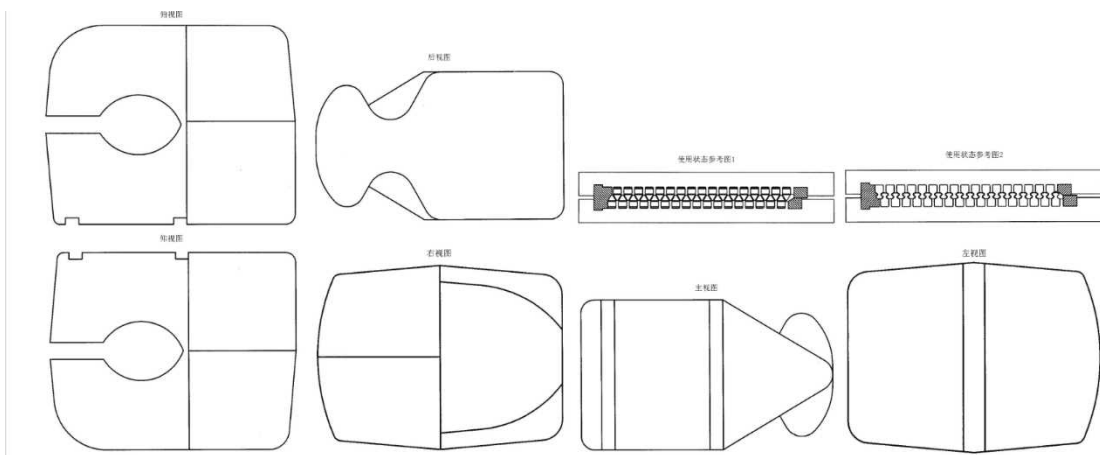
² 復審委員会 24208号決定

³ 北京知識産権法院判決 (2015)京知行初字第745号

⁴ 北京市高級人民法院判決 (2016)京行終507号



一方、対比設計は以下のとおりである。



《専利法》(2000年修正)第23条は以下の通り規定している。

特許権を付与される外観設計は、申請日以前に国内外出版物上で公开发表され、または、国内で公開使用された外観設計と同一・類似ではなく、かつ、他人が先に取得した合法権利と抵触してはならない。

専利法実施細則第二条第三項は以下の通り規定している。

専利法にいう外観設計とは、製品に対する形状、図案またはその結合、及び、色彩と形状、図案の結合によりもたらされる美感を有し、かつ、工業応用に適した新設計をいう。

したがって、権利付与される外観設計は、現有設計と同一・類似でない設計でなければならない。最高人民法院による類否判断は以下のとおりである。

最初に、対象特許と対比設計との相違点に関し検討する。復審委員会は対象特許と対比設計との主要な相違点を以下の通り認定している。

(1)対象特許ジッパー歯の上層構造全体はボトル形をなし、一方対比設計は弾丸形を

なしている。

(2)対象特許のジッパー歯端部は後部と比較して薄い、対比設計の厚度は明確な変化はない。

原告は、対比設計と比較すれば、対象特許はさらに以下に述べる新設計特徴を有すると主張している。

(1)上層ジッパー歯の長さ、広さ高さの寸法比例関係、特に歯部分の長さ広さ、高さ寸法の比例関係が相違する。

(2)上層ジッパー歯の上表面形状が相違する。上層ジッパー歯の上表面は明確な下への傾斜面を有し、上表面全体は前低後高の曲面設計をなしている。

(3)上層ジッパー歯の歯頭部及び歯首部の形状は相違し、歯頭部はイルカの嘴状をなし、歯首部左右側面はそれぞれ外側に向かい膨らみその後内側に向かい収まる平滑曲面形状である。

(4)上層ジッパー歯の歯ボディ部の形状は相違する。上層ジッパー歯の歯ボディ部は上に広く下に狭い梯台形をなす。

(1)相違点(3)及び(4)について

原告が主張する相違点(3)、即ち歯首部の設計が相違する点に関し、特許文書即ち外観設計の図面中は必ずしも明確ではない。原告が主張する相違点(4)に関してもまた、(3)と同様の問題がある。即ち原告は再審の審査において提出した3D模型証拠では比較的明確であるが、特許の図面では明確ではない。

外観設計の特徴は、特許文書図面を基準とすべきであり、特許文書図面中見出すことができない、あるいは、明確でない特徴は、対象特許の技術特徴とすることはできない。その上、立体図中において(3)及び(4)のような特徴はあるが、平面図は何らそれを体現しておらず、上述の特徴が明確でない状況下では、立体図中に表すだけでなく、平面図においてもまた明確にすべきである。対象特許図面が明確に原告の主張する相違点(3)及び(4)を表していないことに基づき、原告の対象特許と対比設計に第三及び第四の争点が存在するとの主張は採用しない。

(2)相違点(1)及び(2)について

その次に、対象特許設計と対比設計の相違が対象特許の全体効果に対してもたらす影響があるか否かについて検討する。

原告が主張する対象特許と対比設計との相違点(1)に関し、対象特許設計と現有設計との比較を通じて、ジッパー歯の長さ、広さ、高さの比例関係及び細長さに相違点は確

かに存在するが、細長い設計もまた本領域の慣常設計に属する。

原告が主張する相違点(2)に関し、無効決定は既に対象特許のジッパー歯端部が後部と比較して薄いということを認定しているが、原告の主張はジッパー歯端部が後部と比較して“明らかに”薄いということだけであり、歯頭と歯身との間には、明らかな傾斜がある。対比設計の右側面図及び立体図を調べれば、歯頭と歯身の傾斜設計が存在する。対比設計の底面図及び平面図もまた、歯頭と歯身との間が弧線設計であることを示しており、一定の角度を有する傾斜がある。

対象特許設計の傾斜角度は45度を超えない程度のものであり、対比設計もまた一定の弧度を有しており、両者の傾斜度上の相違は微差に過ぎず、特許全体の外観が実質的な影響をもたらすには足りない。

まとめると、対象特許設計と対比設計とを比較すれば、少しの相違は存在するが、共に実質的な相違にはならない。特許復審委員会の決定及び一審、二審判決が、専利法の関連規定に基づき対象特許を無効と宣告したことは、必ずしも不当ではない。

(3)主要部分の認定と一般消費者の認定

その他、最高人民法院は無効決定の誤りについて以下の通り指摘した。

無効決定はジッパー歯そのものの体積は比較的小さく、相違は単なる局部的な微細変化に属し、必ずしも一般消費者により注目されることはないという理由により、全体的な視覚効果に対し影響を与えることがないと認定した。

この判断の不当な点は以下の点にある。最初に、ジッパー歯そのものが小さいか否かは、十分な依拠がない。ジッパーには異なる規格が存在し、ジッパー歯は大きいものも小さいものもある。

次に、たとえジッパー歯の体積が比較的小さいとしても、それはジッパーにおいて依然として主要部分であり、主要部分を構成するか否かの判断は、比例に基づいて考察すべきであり、絶対的な大小により判断すべきではない。

第三に、ジッパー歯の一般消費者に関し、一般的なジッパーの常識を有する公衆であるべきであり、それは対象特許の全体設計特徴を観察することができる能力を有するべきである。なお、無効決定理由の不当な点について、最高人民法院は上記の通り修正したが、結論自体は正確であるため、最高人民法院は復審委員会の決定及び下級審判決を

維持した。

5. 結論

最高人民法院は、復審委員会の決定及び下級審の判決は妥当であるとして原告の再審請求を棄却した。

6. コメント

最高人民法院では4つの相違点について争われたが、実質的には瓶型か弾丸型かが主な相違点（相違点(1)）であった。相違点(3)及び(4)については人民法院で提出した製品模型では、そのような相違点は明確であったが、結局6面図に当該相違点が明確に現れていなかったため原告の主張は認められなかった。

以上